

東北防衛局達 32号

防衛省所管物品管理取扱規則（平成18年防衛庁訓令第115号）第53条の規定に基づき、東北防衛局物品管理取扱規則を次のように定める。

平成19年9月1日

東北防衛局長 酒井 隆

#### 東北防衛局物品管理取扱規則

改正 平成22年10月29日東北防衛局達第5号  
平成29年 3月31日東北防衛局達第4号  
令和 2年 3月31日東北防衛局達第1号  
令和 2年12月24日東北防衛局達第5号

#### （目的）

第1条 この規則は、東北防衛局(以下「局」という。)における物品の取得、保管、供用及び処分(以下「管理」という。)を適正かつ効率的に行うための必要な事項を定めることを目的とする。

#### （通則）

第2条 局における物品の管理については、物品管理法(昭和31年法律第113号。)、物品管理法施行令(昭和31年政令第339号。以下「政令」という。)、物品管理法施行規則(昭和31年大蔵省令第85号。以下「省令」という。)、防衛省所管物品管理取扱規則(平成18年防衛庁訓令第115号。以下「訓令」という。)及び防衛省の図書管理に関する訓令(昭和34年防衛庁訓令第60号。以下「図書管理訓令」という。)その他法令又はこれらに基づく特別の定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

#### （用語の定義）

第3条 この規則における用語は、訓令及び図書管理訓令の例による。

#### （物品の種類）

第4条 訓令第3条第3項に規定する物品の種類は、別表第1の物品類別表のとおりとする。

2 物品管理官(分任物品管理官を含む。以下同じ。)は、前項の別表第1の類別及び品目について、物品の効率的な管理のため必要があると認めるときは、追加又は削除することができる。

#### （物品供用官）

第5条 訓令第10条の規定により物品供用官に指定する官職及びその事務の範囲は、別

表第2のとおりとする。

(補助者)

第6条 物品管理官又は物品供用官は、補助者を指定したときは、その官職及び事務の範囲を関係者に通知するものとする。

(物品の管理に関する計画)

第7条 訓令第15条に規定する物品管理官の作成する調達に関する計画は、政令第43条第1項に規定する物品及び物品管理官が指定する主要物品について作成するものとする。

(寄附)

第8条 物品の寄附の申し出を受けた者は、遅滞なく、その旨を物品管理官に通知しなければならない。

- 2 前項の通知を受けた物品管理官は、物品の寄付の申し出を受けることが適当であると認めるときは、1件の評価額が20万円未満のものについては、相手方の申出書等関係書類を添えて東北防衛局長(以下「局長」という。)の承認を受けるものとする。
- 3 物品管理官は、前項の規定により局長の承認を受けた場合には、訓令別記様式第41の受払書により当該物品の受入れを行うものとする。

(修理又は改造の手続)

第9条 物品管理官は、支出負担行為担当官から物品の修理又は改造の契約完了の通知を受けた場合において、当該物品を国以外の者に引き渡す必要があるときは、訓令別記様式第39の受領書により当該物品の引渡しを行うものとする。

- 2 前項の物品について、その修理又は改造が完了したときは、訓令別記様式第38の納品書・(受領)検査調書により当該物品の受入れを行うものとする。

(不用の決定)

第10条 物品管理法第21条第1項に規定する報告は、訓令別記様式第37の返納票によるものとし、その根拠目的欄に不用の決定の理由及び処分の手続きを明記して、物品管理官に報告するものとする。

- 2 物品供用官は、前項の報告をするときは、当該物品の不用の決定の審査に必要な資料を添付するものとする。
- 3 物品管理官は、第1項の報告を受けて、訓令第30条の規定による物品の不用の決定をしようとするときは、別記第1号様式の物品不用決定決議書により行うものとする。
- 4 物品管理官は、第3項の規定による物品の不用の決定をしたときは、別記第2号様式の物品不用決定通知書により物品供用官に通知するものとする。
- 5 物品管理官は、単価50万円未満の物品について不用の決定をすることができる。

(物品を使用する職員の責務)

第11条 物品を使用する職員は、当該物品を常に良好な状態で使用するよう努めなければならない。

(物品亡失、損傷等報告書の添付書類)

第12条 訓令第34条第6項の規定により、物品管理官が訓令別記様式第27の物品亡失、損傷等報告書を提出する時に、当該報告書に添付する資料は、亡失又は損傷(以下「亡失等」という。)の内容に応じ、次の各号のうち必要と認められる書類とする。

- (1) 物品を使用した職員の作成する供述調書又は現場立会者の作成する事実調書
- (2) 亡失等の発生した場所及びその周辺の略図又は写真
- (3) 盗難又は火災により亡失等をした場合は、警察又は消防官署の発行する証明書
- (4) 損傷状況の写真
- (5) 亡失等が公務中に発生したことを証明できる資料
- (6) 亡失等の現場にいた者の事実証明書
- (7) 物品管理官の所見
- (8) その他弁償の責任に係る裁定をする場合に参考となる資料

(物品を使用する職員の弁償責任に係る裁定権者)

第13条 訓令第35条に規定する幕僚長等の指定する部隊等の長は、総務部長とする。

(現況調査)

第14条 物品管理官は、訓令第43条に規定する現況調査は、毎会計年度1回及びその他必要と認めた場合に行うものとする。

- 2 物品管理官は、必要があるときは検査員を指定し、現況調査を命ずることができるものとする。
- 3 現況調査は、保管する物品及び供用中の物品について、物品と帳簿との照合により行うものとする。

(検査)

第15条 政令第44条第1項の規定に基づき行われる検査は、毎年2月に実施するものとする。

- 2 訓令第45条第2項に規定する幕僚長等の指定する者は、物品管理官とする。

(委任規定)

第16条 この達の実施に関し、必要な事項は物品管理官が定める。

附則 [平成19年9月1日東北防衛局達第32号]

この規則は、平成19年9月1日から施行する。

附則 [平成22年10月29日東北防衛局達第5号]

この規則は、平成22年11月1日から施行する。

附則 [平成29年3月31日東北防衛局達第4号]

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附則 [令和2年3月31日東北防衛局達第1号]

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附則 [令和2年12月24日東北防衛局達第5号]

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

## 物品類別表

分類	区分	番号	類別
防衛用品	非消耗品	1	いす類
		2	机類
		3	箱棚台類
		4	印章類
		5	車両類
		6	車両雑具類
		7	医療用器具類
		8	事務用機械器具類
		9	文具類
		10	印刷製本用具類
		11	音響照明用具類
		12	写真光学用具類
		13	測定用具類
		14	時計類
		15	装飾造作用具類
		16	寝具被服類
		17	暖冷房用具類
		18	非常用具類
		19	清掃用具類
		20	カバン類
		21	厨具類
		22	工作木工器具類
		23	衛生用具類
		24	レクリエーション用具類
		25	試験用具類
		26	雑具類
		27	不用品
		28	甲種図書
	消耗品	1	用紙類（印刷用紙を含む）
		2	帳簿類
		3	証紙類
		4	文房具類
		5	印刷製本用具類
		6	写真用雑具類
		7	燃料油類
		8	電気用雑具類
		9	印章版木類
		10	清掃雑品類
		11	暖冷房雑品類
		12	厨房用品類
		13	薬品薬用雑品類
		14	営繕用具類
		15	会議用雑品類
		16	レクリエーション用雑品類
		17	車両用雑品類
		18	印刷物類
		19	雑品類
		20	不用品
		21	乙種図書

物 品 供 用 官 指 定 官 職 表

指 定 官 職	事 務 の 範 囲
総務部総務課総務係長	総務部における物品の供用に関する事務
企画部地方調整課総務係長	企画部における物品の供用に関する事務
調達部調達計画課総務係長	調達部における物品の供用に関する事務
総務部会計課管理係長	総務、企画及び調達の各部以外における物品の供用に関する事務

物品不用決定決議書

決議		令和 年 月 日			発議		令和 年 月 日		
分類					区分				
会計名		一般会計	主管		防衛省		年度区分		令和 年度
部			款			項			目
不用決定理由									
処分の予定									
備考									

## 物 品 不 用 決 定 通 知 書

命令年月日		命令番号		分類		区分	
整理区分	物品管理簿 記録年月日 供用簿			通知先 (物品供用官)			
類別番号	品 目	単 位	数 量	備 考			
摘要							

注 不用の字句は抹消して使用